

「STEP 1 調査における判断基準」

公共調達においては、公正な契約関係のもとで工事等の適正な実施と目的物等の良好な品質を確保し、将来的にも安全で安心できる社会資本の整備を図るとともに、建設関連業の健全な発展を促進する必要がある。

今般、「低入札価格調査実施要領」（以下「要領」という）第5 2）にある「STEP 1 調査」を次のとおり定める。要領に明記のとおり、この「STEP 1 調査」を満足しない場合は、以降の「STEP 2 調査」を実施することなく履行不可能と判断して「失格」とする。

1. 判断基準

- (1) 入札時に提出する「積算内訳書」において、以下の「●業務（工事）にかかる数値的判断基準」を満足すること。
- (2) この調査を経て契約に至った際に付加することとなる入札公告等に示した要件（以下、「低入札工事（業務）付加要件」という。）を確実に履行できること。

【●業務にかかる数値的判断基準】 ※変更なし

入札時に提出する「積算内訳書」の各費用が、発注者の設計金額に対し下<表>に示す金額以上であること。

<表>

【業務・判断基準】

	測量	設計 (土木関係の建設コンサルタント)	設計 (建築関係の建設コンサルタント)	地質調査	補償関係
数値的 判断基準 (業務)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 × 80% ・諸経費 × 30% 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 80% ・直接経費 (必要額) (*注1) ・その他原価 × 70% ・一般管理費等 × 25% 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 80% ・特別経費 (必要額) (*注1) ・技術料等経費 × 80% ・諸経費 × 30% 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費 × 80% ・間接調査費 × 70% ・解析等調査業務費 × 70% ・諸経費 × 35% 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 × 80% ・直接経費 (必要額) (*注1) ・その他原価 × 70% ・一般管理費等 × 25%

※複数の業種を一括して発注している場合は、個々の業種の金額の多寡にかかわらず業種別に調査を行い、全ての業種で上記基準を満足すること

(*注1) : 「必要額」とは、応札者において必要として見積もった金額を言い、0円は不可とする。

【●工事にかかる数値的判断基準】※変更なし

入札時に提出する「積算内訳書」から算出される下<表1>に示す区分の金額が、発注者の設計金額から算出される下<表1>に示す区分の判断基準の金額以上であること。なお、下<表2>に示す工事については、原則として数値的判断基準を設定しない。

<表1>

[工事・判断基準]

工事の種類別	工事の種類 (業種)		費目	直接工事費 に区分する もの	共通仮設費 に区分する もの	現場管理費 に区分する もの	一般管理費等 に区分するも の	備考	
判断基準（数値的判断基準）				75%	70%	70%	30%		
土 木	土木 一式 等 ※1	土木一式工事 ほ装工事 塗装工事 造園工事 法面処理工事 交通安全施設工事	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	積算体系が 一般土木工 事に準じる もの	
		橋梁 上部	橋梁上部工事 (鋼構造物工事)	鋼橋製作 費(工場 製作)	材料費、製作 費、工場塗装 費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等	鋼上部
				工事費	輸送費、架設 費、現場塗装 費、床版工事 費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	
		橋梁上部工事 (土木一式工事)	工事費	製作費、架設 費、橋面工事 費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	コンクリ ート上部	
建 築	建築 一式 等 ※1	建築一式工事（た だし、建築物の解 体工事は除く。） 建築付帯工事（た だし、建築物の解 体工事は除く。）	工事費	直接工事費 － 現場管理費 相当額 ※2	共通仮設費	現場管理費 ＋ 現場管理費 相当額 ※2	一般管理費等	積算体系が 建築工事に 準じるもの	

※1 土木一式工事等、建築一式工事等と次ページ<表2>の工事を一体的に発注する場合には、数値的判断基準を設定しない場合がある。

※2 「現場管理費相当額」＝ 「直接工事費」 × 10%

<表2>

[数値的判断基準を原則設定しない業種]

工事の種類（業種）	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築一式工事の内、建築物の解体工事 ・ 建築付帯工事の内、建築物の解体工事 ・ 電気設備工事 ・ 消防施設工事 ・ 給排水冷暖房工事 ・ 機械設備工事 ・ さく井工事 ・ 鉄骨工事 ・ 交通安全施設工事※ ・ 清掃施設工事 	※「交通安全施設工事」のうち、電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事にかかるもの

2. 低入工事（業務）付加要件

- (1) 「低入工事（業務）付加要件」については、各工事（業務）の入札公告および入札説明書、仕様書に示す。
- (2) 「STEP 2 調査」にかかる資料提出の要請と併せて、発注者から調査対象者に対して判断基準 1 (2) について確認を行う。その際、履行不可能であればその旨を申し出ると共に、速やかに書面（任意）により契約担当者あて届け出るものとする。
- (3) 判断基準 1 (1) に該当する者に対しては、(2) の確認は行わない。

付則

この判断基準は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う低入札価格調査制度を適用する業務および工事から施行する。

ただしWTO対象案件については、STEP 1 調査をすることなくSTEP 2 調査を実施する。